

返還不要です

高校生等奨学給付金 申請の御案内 (佐賀県立高等学校在籍者の保護者様向け)

高校生等がいる非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費等）を支援するための奨学給付金を支給します。通常は7月1日を基準に審査を行います。保護者の失職等により家計が急変した場合も支援を行います。

■ 支給要件

次のすべてに該当する世帯 が対象です。

- 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯（家計急変により保護者等の収入が激減し非課税とみなせる世帯^{※1}を含む） 又は 生活保護（生業扶助）を受給している世帯

※1 家計が急変したことにより、保護者等の収入が非課税相当額まで激減した世帯をいいます。詳細は学校事務室までお問い合わせください。

- 生徒が高等学校就学支援金を受ける資格を有している

- 保護者等が佐賀県内に住所を有していること^{※2}

※2 保護者が県外に住所を有している場合は、在住の都道府県あて問合わせてください。（裏面参照）

- 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

■ 申請手続と受付期間

- 支給要件を満たしていると思われる方には、申請に必要な書類を学校から郵送（配布）しますので、内容を確認して学校に提出してください。

受付期間

受付期間：令和3年9月9日（木） まで

支給予定日：令和3年10月7日（木）

※家計急変による場合は令和4年2月25日（金）まで随時受け付けます。

提出書類

申請書、健康保険証等の写し、口座確認書類 など

申請方法

学校事務室へ提出（郵送でも受け付けます。）

※審査を行いますので、その結果、支給できない場合もあります。

授業料を支援するための高等学校等就学支援金とは異なる制度ですので、別々に申し込みを行う必要があります。

■生徒1人当たりの支給額（年額）

対象	全日制・定時制		通信制	
	年額	前倒し支給額 (4～6月分相当額) <年額×1/4>	年額	前倒し支給額 (4～6月分相当額) <年額×1/4>
生活保護 受給世帯	32,300円	8,075円	32,300円	8,075円
非課税世帯 (第1子)	110,100円	27,525円	48,500円	12,125円
非課税世帯 (第2子以降)	141,700円	35,425円	48,500円	12,125円

※「第2子以降」とは、中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合をいいます。

※新入生に対する前倒し給付を受けた場合、7月1日現在の状況を改めて申請してください。支給要件を満たしていれば、7～3月分相当額（年額－前倒し支給額）を受給することができます。

■お問合せ先

御不明な点があれば、お問合わせください。

佐賀県立佐賀商業高等学校 事務室
 〒840-0804 佐賀市神野東4丁目12番40号
 TEL：0952-30-8571 FAX：0952-34-1042
 メールアドレス：sagashougyoukoukou@pref.saga.lg.jp

●県外にお住いの場合●

お住まいの都道府県にお問い合わせください

(九州各県の問い合わせ先：国公立の場合)

- ・福岡県 財務課：電話番号(092)643-3866
- ・長崎県 教育環境整備課：電話番号(095)894-3323
- ・熊本県 高校教育課：電話番号(096)333-2675
- ・大分県 教育財務課：電話番号(097)506-5447
- ・宮崎県 高校教育課：電話番号(0985)26-7237
- ・鹿児島県 高校教育課：電話番号(099)286-5288
- ・沖縄県 教育支援課：電話番号(098)866-2711

(その他の都道府県)

文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」
 でご確認のうえお問い合わせください。